

現行・改正要望案対照表

現行	改正要望案
<p>第一～第五 (略)</p>	<p>第一～第五 (略)</p>
<p>第六 授業に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 単位制について</p> <p>(1) 単位の計算方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 臨地実習(臨床実習を含む。)</p> <p>臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院、<u>診療所</u>、<u>歯科診療所</u>において行うこと。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第六 授業に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 単位制について</p> <p>(1) 単位の計算方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 臨地実習(臨床実習を含む。)</p> <p>臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院、<u>歯科診療所</u>において行うこと。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>第七 施設設備に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 教室等</p> <p>(1), (2) (略)</p> <p>(3) 基礎実習室及び実験室の面積は、学生1人につき、2.31m²以上であり、かつ、1室の総面積は34.65m²以上であって、電気、<u>ガス</u>、水道及び換気等の設備が設けられていること。</p> <p>(4), (5) (略)</p> <p>(6) 教員室、保健室、専用の更衣室(ロッカー室)、<u>標本</u>・<u>機械</u>・<u>器具</u>・<u>材料</u>等を保管する室、<u>実習に関する準備室</u>及び<u>視聴覚室</u>を有することが望ましいこと。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>第七 施設設備に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 教室等</p> <p>(1), (2) (略)</p> <p>(3) 基礎実習室及び実験室の面積は、学生1人につき、2.31m²以上であり、かつ、1室の総面積は34.65m²以上であって、電気、<u>給湯</u>・<u>給水</u>、水道及び換気等の設備が設けられていること。</p> <p>(4), (5) (略)</p> <p>(6) 教員室、保健室、専用の更衣室(ロッカー室)、<u>機械</u>・<u>器具</u>・<u>材料</u>等を保管する室を有することが望ましいこと。</p> <p>(7) (略)</p>
<p>第八 実習施設に関する事項</p> <p>1 実習施設としては、<u>臨床実習施設としての病院</u>、<u>診療所</u>、<u>歯科診療所</u>以外に、<u>臨床実習施設以外の実習施設としての介護老人保健施設</u>、<u>介護老人福祉施設</u>、<u>保健所</u>、<u>保育所</u>その他の社会福祉施設等を適宜</p>	<p>第八 実習施設に関する事項</p> <p>1 実習施設としては、病院、<u>歯科診療所</u>以外に、<u>学校</u>・<u>幼稚園</u>、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護老人福祉施設</u>、<u>保健所</u>・<u>市町村保健センター</u>、<u>保育所</u>その他の社会福祉施設等を適宜含めること。</p>

含めること。

2 臨床実習施設は、歯科臨床や地域保健等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。

- (1) 臨床実習施設における指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後4年以上業務に従事し、十分な指導能力を有する者であること。
- (2) 臨床実習施設における指導教員数は、少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設当たりの学生数は2名以上とすること。なお、歯科医師及び歯科衛生士各1名の場合の学生数は、3名を標準とすること。
- (3) 臨床実習施設には、診療室のほか、学生控室を有し、別添3を標準として、必要な設備、機械器具を備えていること。ただし、学生控室は他の適当な室と共用してもよいこと。

3 臨床実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている基準を満たし、実習を行うにふさわしい施設であること。

第九（略）

別添1（略）

2 実習施設は、法令に定められている基準を満たし、歯科臨床や地域保健等の実習を行うにふさわしいものであること。

3 実習施設が備える要件は以下のとおりである。

- (1) 歯科臨床における指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後4年以上業務に従事し、十分な指導能力を有する者であること。
- (2) 歯科臨床における指導教員数は、少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設当たりの学生数は2名以上を標準とすること。
- (3) 歯科臨床の実習施設には、診療室のほか、学生控室（更衣室、ロッカー等）を有し、別添3を標準として、必要な設備、機械器具を備えていること。ただし、学生控室は他の適当な室と共用してもよいこと。

（削除）

第九（略）

別添1（略）

別添 2	
品名	数量
(1 機械器具等)	
高圧滅菌器	一以上
乾熱滅菌器	一以上
血圧計	学生数の五分の一以上
冷凍冷蔵庫	一以上
ユニット(歯科用吸引器を含む。)	学生数の五分の一以上
電気エンジン(ユニットとは別途)	学生数の五分の一以上
歯科用タービン	二以上
超音波歯石除去器	学生数の五分の一以上
超音波洗浄器	一以上
紫外線器具保管箱	適当数
歯科用エックス線装置	一以上
エックス線フィルム自動現像器	一以上
歯科用シャーカステン	一以上
ファントーム	学生数

別添 2	
品名	数量
(1 機械器具等)	
高圧蒸気滅菌器	1 以上
(削除)	
超音波洗浄器またはそれに準ずる物	1 以上
(移動)	
冷凍冷蔵庫	1 以上
歯科用ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む)	学生 3 人に 1 以上
口腔外バキューム	適当数
マイクロモーターハンドピース (ユニットとは別途)	学生 3 人に 1 以上
歯科用タービンヘッド	1 以上
(移動)	
(移動)	
(削除)	
歯科用エックス線撮影装置二式	1 以上
(削除)	
(削除)	
ファントーム	学生 1 人に 1 以上

酸素吸入器	一以上	(移動)	
口腔外科処置用器具一式	一以上	(移動)	
矯正処置用器具一式	一以上	(移動)	
補綴処置用器具一式	一以上	(移動)	
保存処置用器具一式(歯髄診断器・電氣的根長測定器・電動式アマルガム練和器等を含む)	一以上	保存治療時の器材一式	
		<u>直接修復の器材一式(光重合型コンポジットレジン修復の器材一式、ガラスアイオノマーセメント修復の器材一式を含む)</u>	相当数
		<u>間接修復の器材一式</u>	相当数
		<u>歯内療法 of 器材一式</u>	相当数
		<u>歯髄処置の器材一式(歯髄保存療法 of 器材一式、生活断髄法(生活歯髄切断法) of 器材一式を含む)</u>	相当数
		<u>根管処置 of 器材一式(直接抜髄法(麻醉抜髄法) of 器材一式、根管充填 of 器材一式を含む)</u>	相当数
		<u>歯周療法 of 器材一式</u>	
		<u>歯周外科治療 of 器材一式</u>	相当数
		補綴治療時の器材一式	
		<u>義歯作製の器材一式(既製トレー、咬合器含む)</u>	相当数

		<u>フッ化物塗布器材一式</u>	<u>相当数</u>
		<u>小窩裂溝填塞法器材一式(ラバーダム防湿の器材一式を含む)</u>	<u>学生3人に1以上</u>
		<u>光照射器</u>	<u>相当数</u>
		<u>う蝕活動性試験器材一式</u>	<u>相当数</u>
		<u>口臭測定器</u>	<u>1以上</u>
		<u>砥石(電動シャープナーを含む)</u>	<u>1以上</u>
		<u>口腔機能評価用器材一式(口腔水分計・舌圧計等)</u>	<u>1以上</u>
<u>歯科保健指導器具(顕微鏡・う蝕活動性試験装置等)</u>	<u>学生数の五分の一以上</u>	<u>歯科保健指導器具一式</u>	
		<u>口腔衛生管理用器材一式</u>	<u>相当数</u>
		<u>食生活指導用器材一式</u>	<u>相当数</u>
		<u>口腔機能管理用器材一式</u>	<u>相当数</u>
		<u>健康教育用器材一式</u>	<u>相当数</u>
		<u>健康増進関連機器一式(体重計・体脂肪計等)</u>	<u>1以上</u>
		<u>恒温槽</u>	<u>1以上</u>
(2 <u>標本及び模型</u>)		(2 <u>模型</u>)	
人体骨格模型	一以上	人体骨格模型	1以上
人体解剖模型	一以上	人体解剖模型	1以上
頭蓋骨模型	一以上	頭蓋骨模型	1以上
<u>歯牙着脱顎模型(乳歯列及び永久歯列用)</u>	<u>学生数の二分の一以上</u>	(削除)	

歯列発育顎模型	適当数	歯列発育顎模型(乳歯列模型、永久歯列模型等)	適当数
歯科保健指導器具(歯磨指導用顎模型・病態図、模型等)	学生数の五分の一以上	歯科保健指導用模型(指導・実習模型、歯科保存、歯科補綴、歯科矯正用模型等)	適当数
救急蘇生法実習モデル	一以上	(移動)	
		口腔周辺器官シミュレーター	1以上
		救命救急処置器材一式(AED トレーナー、酸素吸入器等を含む)	1以上
		生体情報モニター	1以上
		聴診器、血圧計、体温計、パルスオキシメーター	適当数
(3 その他) プロジェクター	適当数	(3 その他) プロジェクター	1以上
VTR 装置一式(ビデオテープレコーダー・モニター装置・カメラを含む。)	一以上	(削除)	
		AV 装置一式 (OHC を含む)	1以上
		パーソナルコンピューター	適当数
		プリンター	適当数
口腔内撮影用カメラ(付属品も含む。)	一以上	口腔内撮影用カメラ	学生6人に1以上
		鍵付き薬品保管庫	1以上
	(注)学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。		(注)学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。

別添 3

品名	数量
<u>ユニット(歯科用タービン・歯科用吸引器を含む。)</u>	三台以上であって学生数の二分の一以上
歯科用エックス線装置	一以上
パノラマエックス線撮影装置	一以上
超音波歯石除去器	一以上
<u>フッ化物塗布器具</u>	<u>相当数</u>
超音波洗浄器	一以上
高圧滅菌器	一以上
<u>紫外線器具保管箱</u>	<u>相当数</u>
<u>歯科保健指導器具(顕微鏡・歯磨指導用顎模型・病態図、模型等)</u>	<u>相当数</u>
学生用ロッカー	学生数
	(注) 学生数とは、同時に実習を行う学生の数进行をいう。

別添 3

品名	数量
<u>歯科用ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む)</u>	<u>3台以上であって学生2人に1以上</u>
歯科用エックス線撮影装置一式	1以上
パノラマエックス線撮影装置一式	1以上
超音波スケーラーまたは、エアスケーラー	1以上
(削除)	
超音波洗浄器またはそれに準ずる物	1以上
高圧蒸気滅菌器	1以上
(削除)	
<u>歯科予防処置器材一式</u>	<u>1以上</u>
<u>歯科保健指導器材一式</u>	<u>1以上</u>
(移動)	
	(注) 学生数とは、同時に実習を行う学生の数进行をいう。